

災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税金の軽減免除）								
対 象 と な る 資 産 の 範 囲 等	生活に通常必要な資産 ^(注1)	住宅又は家財の損失額 ^(注2) が、その価額の2分の1以上である場合								
控 除 額 の 計 算 又は 所得税及び復興 特別所得税の軽 減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額^(注2) — 所得金額の 10分の1 ② 損失額^(注2)のうち 災害関連支出の金額 — 5万円 ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年分の所得金額</th><th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額								
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参 考 事 項	・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間^(注3)に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 - この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 ・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります^(注4)。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合には3年）以内に支出したものが対象となります。	・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。								

(注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

3 特定非常災害として指定された災害（令和6年能登半島地震災害も含まれます。）により住宅や家財などについて生じた損失については、繰越期間が5年間になります。

4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

(1) 住宅に対する損失額の計算

① 住宅の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額}^{(\text{注}1, 2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費}^{(\text{注}3)}) \times \text{被害割合}^{(\text{注}4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。
- 2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。
- 3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{*}$$

(※ 1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)

償却率は、5ページの別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

- 4 被害割合については、被害状況に応じて、5ページの別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

② 住宅の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(\text{1m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

- (注) 1m²当たりの工事費用は、6ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表（1m²当たり、単位：千円）」をご覧ください。

(2) 家財に対する損失額の計算

(生活に通常必要な動産で、車両を除きます。)

① 家財の取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 家財の取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

- (注) 家族構成別家庭用財産評価額は、6ページの別表4「家族構成別家庭用財産評価額」をご覧ください。

(3) 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{車両の取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- (注) 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することとなります。

3. 住宅借入金等特別控除等の特例

① 適用期間の特例

災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるための手続は、通常確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける^(※)など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

※ 下記「②重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

② 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

4. 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額

税務署から予定納税額の通知書が送付された方で、災害により住宅や家財などに損害を受け、その年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

なお、この申請書の提出期限についても、上記「Ⅰ 災害により申告等が期限までにできない方」の期限延長の対象となります。

7月の減額申請	その年6月30日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日（令和6年分は、7月31日）までに第1期分及び第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。
11月の減額申請	その年10月31日時点の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の「予定納税額の減額申請書」を提出してください。

（注）提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

Ⅳ 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

・ 青色申告の場合

純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間^(※)に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

・ 白色申告の場合

純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は翌年以後3年間^(※)に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

※ 特定非常災害として指定された災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越期間が5年になります。

V 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）。

VI り災証明書の添付又は提示

「り災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、り災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「り災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

VII 災害により受領する災害義援金等

災害により受領する災害義援金等のうち次のものについては、所得税及び復興特別所得税の課税の対象とはなりません。

- ・被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金など、支給する法令の規定上非課税とされているもの。
- ・心身又は資産に加えられた損害について支払を受ける義援金や見舞金で、その受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるもの。

（注） 事業所得等の必要経費に算入される金額を補てんするものや、休業期間中の収益補償など事業所得等の収入金額に代わるものについては、課税の対象となり、事業所得等の総収入金額に算入する必要があります。

- このリーフレットは、令和6年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。
- このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお問い合わせください。
税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております。

別表 1 非業務用資産の償却率

① 建物

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車（総排気量660cc以下のもの）	6年	0.166

- (注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したものとなっています。
 2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

別表 2 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			住 宅	家 財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70%以上である場合
	半 壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24 時間以上）の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平 屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m未満	平 屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

- (注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

別表3 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

【令和6年分用】

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）	207	318	304	294	三重	228	318	304	294
北海道	234	318	304	294	滋賀	207	318	304	294
青森	208	318	353	294	京都	207	318	304	312
岩手	222	318	352	294	大阪	207	353	304	294
宮城	207	318	304	294	兵庫	207	341	304	294
秋田	207	318	304	294	奈良	207	318	311	294
山形	224	318	304	294	和歌山	207	318	304	294
福島	212	318	370	294	鳥取	225	318	304	294
茨城	207	318	304	294	島根	239	318	304	294
栃木	211	318	304	294	岡山	225	318	304	294
群馬	207	318	304	294	広島	207	318	304	310
埼玉	207	318	317	296	山口	223	318	304	294
新潟	227	318	304	294	徳島	217	318	304	294
長野	255	328	337	294	香川	219	474	304	294
千葉	207	354	304	294	愛媛	212	318	304	294
東京都	217	349	385	354	高知	230	437	304	294
神奈川	207	383	333	328	福岡	207	318	304	294
山梨	234	318	306	294	佐賀	207	414	304	294
富山	226	318	304	294	長崎	207	318	304	294
石川	226	318	308	314	熊本	207	318	304	294
福井	216	318	304	300	大分	209	318	304	294
岐阜	213	318	304	294	宮崎	207	318	304	294
静岡	216	318	304	294	鹿児島	207	318	306	294
愛知	207	318	304	294	沖縄	207	318	304	299

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表4 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注） 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。